

美術品補償制度申請要項

〔平成23年11月30日
文化庁長官決定〕

令和3年5月25日一部改正

1. 趣旨

本制度は、政府が展覧会の主催者を相手方として、我が国の公益的な展覧会のために海外等から借り受けた美術品に損害が生じた場合に、その損害を政府が補償する契約（以下「補償契約」という。）を締結することにより、展覧会の開催を支援し、国民が美術品を鑑賞する機会を拡大することを目的とする。

2. 実施方法

- (1) 補償契約を締結しようとする展覧会的主催者は、文化庁が別に定める申請書様式に基づき、申請書を作成し、文化庁に提出するものとする。
- (2) 申請書の提出に当たり、展覧会的主催者は、文化庁に事前に相談するとともに、借り受けようとする美術品の評価額が権限ある者によって決定されたことを確認するものとする。この確認が得られない場合、展覧会的主催者は、文化庁に対し、その確認予定日を報告するとともに、確認が得られ次第、通知しなければならない。
- (3) 提出された申請書の内容は、直近の文化審議会で審査するとともに、審査終了（答申）後、すみやかに財務大臣に協議するものとする。
- (4) 財務大臣協議終了後、文化庁は審査結果を展覧会的主催者にすみやかに通知し、通知日から2週間以内に補償契約を締結するものとする。
- (5) 展覧会的主催者は、通知日から補償契約を締結するまでに補償契約で定める対象美術品の評価額と同一の価額で損害保険会社と保険契約を締結し、その保険証券等の写しを提出するものとする。
- (6) 補償契約の締結後、展覧会的主催者は、補償契約に同意する旨の文書を対象美術品の所有者から得るものとする。
- (7) 展覧会的主催者は、展覧会の開催1週間前から前日までの間に準備完了報告を文化庁に提出するものとする。
- (8) 展覧会的主催者は、展覧会の終了後3ヶ月以内に開催結果の実施報告書を文化庁に提出するものとする。

3. 文化審議会の審査事項

- (1) 文化審議会における意見聴取は、文部科学大臣からの諮問に基づき、文化審議会美

術品補償制度部会において審査し、答申するものとする。

- (2) 美術品補償制度部会の下に専門調査会を置き、申請書に関する専門的な内容の確認・下審査を行うものとする。
- (3) 専門調査会における審査事項は、次のとおりとする。
 - ① 展覧会の適切性（企画内容、保険料軽減額の国民的利益への還元等）
 - ② 対象美術品の適切性（展示・輸送が可能か、公序良俗に反しないか、各対象美術品の評価額及びその評価額が想定される評価額の範囲内か等）
 - ③ 主催者の適切性（十分な開催実績、事務・運営能力の有無）
 - ④ 開催施設の適切性（建物、設備等の設置状況、温湿度管理の運用状況等）
 - ⑤ 展示・運搬に関する計画の適切性（クーリエの有無、借り手・貸し手双方によるコンディション・チェックとサインの確認、危険分散を考慮した輸送計画の作成等）
- (4) 美術品補償制度部会における審査事項は、次のとおりとする。
 - ① 法令上の要件及び専門調査会における審査状況の確認
 - ② 専門調査会において解釈が分かれる問題に対する最終的な判断
 - ③ 対象美術品の評価額の妥当性に関する最終的な判断
- (5) 文化審議会は、専門調査会の審査事項に沿って、適切に審査が行われていることを示した審査結果資料を作成するものとする。
- (6) 文化審議会は、対象美術品の評価額その他重大な事項に関し、変更の可能性がある場合は、答申しないものとする。

4. 留意事項

- (1) 申請書に不備がある場合は、当該申請を受理しないものとする。
- (2) 申請書の内容に変更・修正の必要が生じた場合には、すみやかに文化庁に報告し、了承を得た上で、当該事項を提出しなければならない。ただし、文化審議会の答申後における対象美術品の評価額その他重大な事項に関する変更・修正は、認められないものとする。
- (3) 補償契約の締結後は、契約内容を変更することはできない。ただし、悪天候に伴う輸送計画の変更等のやむを得ない事情であって、補償契約額及び安全管理リスクが増大しない場合は、この限りでない。
- (4) 申請書の不備による補償契約の遅延、信用失墜行為による契約の解除等の不利益は、展覧会の主催者がその責を負うものとする。

5. その他

- (1) 法令及びこの要項に定めるもののほか、美術品補償制度の実施に関し必要な事項は、申請要領で定める。
- (2) この要項は、申請要領に優先する。